



## クーリング・オフの通知方法に 電磁的（メール等）方法が追加されました

令和4年6月1日より、これまでの書面通知に加え、スマホやタブレット、パソコンを使った『電磁的記録』でもクーリング・オフの通知を行うことが可能となりました。

電磁的記録の具体的なものとして、電子メール（ショートメール含む）、事業者が自社のwebサイトに設けるクーリング・オフ専用フォーム）、SNSなどが挙げられます。FAXによる通知も可能です。

まず契約書を確認し、通知先や通知方法について記載されていれば、それらを参照して通知をおこないましょう。

### \* 送信するときの注意事項 \*

電子メールの場合は、送信済みBOX内の該当メールが消えないよう保護しましょう。

事業者の専用フォームの場合は、入力した日付の分かる画面をスクリーンショットして保存しましょう。

SNSの場合は、該当箇所を日付の分かる画面を含め、スクリーンショット等行い保存しましょう。

送信エラーになっていないか確認しましょう。

返信等が事業者からあった場合は、保存しましょう。

### クーリング・オフ通知

契約年月日	○年○月○日
商品名	○○○○
契約金額	○○○○円
販売会社名	(株) × × ×
担当者名	○○氏
申し出日	○年○月○日
住所	愛知県○○市○町
氏名	○○ ○○

### 《通知に記載する事項》



消費生活相談はまずはお電話で

## 海部地域消費生活センター



# 0567-23-0150

## まで

対象 海部地域の市町村に在住・在勤・在学の方

相談日時 月曜から金曜 9:00~16:30※国民の休日と12月29日~1月3日を除く

住所 津島市西柳原町1丁目14番地（愛知県海部総合庁舎1階）